

果樹産業振興全国農業協同組合連合会 愛媛県本部長表彰要領

第1 目 的

本県果樹産業の発展をはかるため、斯業振興に努力、成果をおさめ、将来の地域担い手リーダーとなる団体及びグループ、個人をこの要領に定めるところにより表彰する。

第2 受 賞 資 格

果樹産業振興全国農業協同組合連合会愛媛県本部長表彰(以下「全農愛媛県本部長表彰」という。)の受賞資格は、次の各項のいずれかに該当する団体及びグループ、個人とする。尚、個人においては概ね55歳以下の農業者とする。

- (1) 優れた経営を行い、地域農業振興に尽くし、他の模範となる果樹栽培団体及びグループ、個人
- (2) 産地振興並びに生産者組織の育成強化に尽くし、その功績が顕著で他の模範となる団体及びグループ、個人
- (3) 優れた研究並びに技術開発を行い、他の模範となる団体及びグループ、個人
- (4) 生産改善、産地育成、出荷販売等に優秀な成績をおさめ、他の模範となる団体及びグループ、個人
- (5) その他、特に本県の果樹振興に尽くし、全農愛媛県本部長表彰受賞候補者として適当であると認められる者

第3 候 補 者 の 推 薦

全国農業協同組合連合会愛媛県本部(以下「全農愛媛県本部」という。）・同会員果樹産地農協代表者からの推薦とし、推薦書様式は別添の通りとする。

第4 受 賞 者 の 選 考

受賞候補者の選考は、全農愛媛県本部県本部長が招集する選考委員会で行うものとする

第5 表 彰

全農愛媛県本部長表彰は、受賞者に対し、表彰状及び副賞を授与する事によって行う。

第6 そ の 他

本要領の解釈、その他疑義が生じた場合は全農愛媛県本部長が決定する。

付 則

この要領は、平成16年4月1日から施行する。

この要領の改定は、平成19年8月30日から施行する。

この要領の改定は、平成20年9月19日から施行する。

この要領の改定は、平成28年4月26日から施行する。

この要領の改定は、平成29年5月8日から施行する。